

## 参加者募集

簡単・早い・便利！

## e-Tax【スマホで確定申告】説明会開催

所得税の確定申告について、マイナンバーカードとスマートフォンを使って自宅で簡単にできる「e-Tax」の操作説明会を開催します。

e-Tax（電子申告）とは、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」を使用し、インターネット経由で申告手続を完了する便利なシステムです。

当日はご自分のスマホ等で、皆さんに申告操作を実際に体験していただきます。一度覚えれば来年以降も自宅で申告できます。この機会にぜひご参加ください。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の一環としても、申告会場での対面による接触機会を減らしていきましょう。

■参加資格 鳩山町に住所を有する方

■日時 12月6日(火)午前10時～11時

■場所 役場庁舎3階305・306会議室

■講師 東松山税務署職員

■費用 無料

■持ち物 スマートフォン・マイナンバーカード(お持ちの方)・筆記用具

### e-Taxの大きな3つのメリット

- ①会場に向く必要がなく、24時間いつでも提出できます。
- ②一部添付書類の省略ができます(生命保険料控除の証明書など)。
- ③還付申告の場合、郵送や窓口提出より振込みが早くなります。

■募集人数 30人(電話又はメールによる事前予約制/先着順)

■申込方法 11月18日(金)までに町税務会計課へ電話・メール(氏名・住所・連絡先を記載)で申込み  
※新型コロナウイルス感染症拡大予防の面から、マスクの着用をお願いします。

※当日、参加者の中で、マイナンバーカードをお持ちでない方は、説明会終了後に町民健康課窓口でマイナンバーカードの申請受付をお手伝いします。

■申込・問合せ 役場税務会計課 ☎ 296-5892  
E-mail h130@town.hatoyama.lg.jp

## 12月1日以降のもやせるごみの持ち込み先は鳩山町内「埼玉西部クリーンセンター」となります

もやせるごみの持ち込み先が、令和4年12月1日以降、鳩山町内の新施設「埼玉西部クリーンセンター」となります。

これに伴い、高倉クリーンセンターでのごみの受入れは終了します。

また、粗大ごみ受付専用電話番号が「☎ 049-276-3355」に代わります。

なお、燃やせないごみの持ち込み先は引き続き川角リサイクルプラザです。

詳細は、11月1日に全戸配布しました「ごみユニ

ケーション臨時号」をご覧ください。

### 【新施設概要】

■施設名 埼玉西部クリーンセンター

■住所 〒350-0303 埼玉県比企郡鳩山町大字熊井819番地

☎ 049-298-1600 FAX 049-298-1601

※処理手数料、搬入受付時間及び休日は川角リサイクルプラザと共通となり、変更はありません。

■問合せ 役場産業環境課

☎ 296-5894

## (仮称)鳩山新ごみ焼却施設の正式名称決定に伴う都市計画決定の変更について

12月1日から稼働する新ごみ焼却施設の正式名称が、「埼玉西部クリーンセンター」に決定しました。

これに伴い、都市計画決定の変更手続きを右記のとおり行うこととなりましたので、お知らせします。

■問合せ 役場まちづくり推進課  
☎ 296-5893

### 【都市計画の概要】

種類	ごみ焼却場
名称	埼玉西部クリーンセンター
位置	鳩山町大字泉井、熊井地内
面積	約4.9ヘクタール

※今回変更となる項目は、名称のみ

## 令和4年7月12日の記録的豪雨被害に遭われた方へ雑損控除個別相談会を実施します

令和4年7月12日の記録的豪雨により、住宅、家財等の生活に必要な資産に被害を受けられた方は、確定申告で雑損控除等の適用を受けることにより、所得税や住民税が軽減される場合があります。

この制度の適用を受けるためには、被害を受けた資産の損失額の計算が必要となります。そこで、令和4年分の確定申告に向けて、下記のとおり雑損控除について個別相談会を行います。

■対象 災害によって被害を受けた資産の所有者

■日時 12月21日(水) 午前9時～正午、午後1時～午後4時 ※相談時間は1時間程度です。

■場所 役場庁舎3階 305・306会議室

■募集人数 18人(電話又はメールによる事前予約制/先着順)

■申込方法 12月14日(水)までに役場税務会計課へ電話又はメール(氏名・住所・連絡先・希望時間(午前か午後か)を記載)で申込み

※新型コロナウイルス感染症拡大予防の面から、マスクの着用をお願いします。

### ■必要書類等

- ・罹災証明書
- ・被害を受けたことにより受け取る保険金等の金額が分かる書類(保険金の支払通知書等)
- ・被害を受けた資産の取壊し費用、除去費用、修繕費用等、被害に関連した支出があれば、その金額が分かる書類(請求書・領収書等)
- ・被害を受けた資産、取得価格及び取得時期が分かる書類(売買契約書や領収書等)
- ・被害を受けた家屋の取得価格が分からない場合は、その面積が分かるもの(登記事項証明書等)
- ・電卓・筆記用具

※令和3年分の確定申告書(控)があればお持ちください。

■問合せ 役場税務会計課 ☎ 296-5892  
E-mail h130@town.hatoyama.lg.jp



## 11月は「いじめ撲滅強調月間」「いじめ」は重大な人権侵害です



県では11月を「いじめ撲滅強調月間」と定め、「いじめ」の根絶に集中的に取り組んでいます。「いじめは絶対に許さない」という強い決意で、学校、家庭、地域で徹底していじめ防止に取り組みしましょう。

### 【みんなの力で「いじめ」を防ぎましょう】

- ・児童生徒の皆さんは「いじめ」を見かけたら、先生や、身近な大人に相談しましょう。
- ・家庭では子どもの発する小さなサインに注意しましょう。子どもとの対話が大切です。
- ・地域では子どもたちへの声かけ、見守りをし、心配な時は学校、家庭に連絡をしましょう。

■相談窓口 よい子の電話教育相談(県立総合教育センター)

### これはいじめです

- ・からかう、悪口、おどし文句を言う
- ・遊ぶふりをして、ぶつかる、たたく、ける
- ・金品をたかる、物を隠す、壊す
- ・インターネットやSNSで誹謗中傷をする
- ・仲間はずれ、無視をする など

【18歳以下の子ども用】☎ #7300、または☎ 0120-86-3192 【保護者用】☎ 048-556-0874

【Eメール】soudan@spec.ed.jp

【FAX】0120-81-3192

■問合せ 県青少年課 ☎ 048-830-2907



## 農業経営継続支援特別給付金の申請期間を延長します

既に広報はとやま及び町ホームページ等でお知らせをしている「鳩山町農業経営継続支援特別給付金」事業について、申請期間を延長しましたので、申請のお済みでない対象となる農業経営体の皆様は、期間内に申請をお願いいたします。

本事業はコロナ禍における原油価格、農業用資材を含む物価高騰により厳しい経営環境下にある本町の農業経営体の皆様の農業経営継続を支援することを目的

としており、農業収入のない方も経営面積等の要件を満たせば対象となります。

- 申請期限 令和4年11月30日(水)まで(郵送の場合、当日消印有効) ※申請期間を延長しました。
- 申請先 役場産業環境課
- 申請書 役場産業環境課で配布しています。(町ホームページにも掲載しています。)
- 問合せ 役場産業環境課 ☎ 296-5895

## 11月は児童虐待防止推進月間です 「もしかして？」ためらわないで！189(いちはやく)

家庭や学校、地域等の社会全般にわたる一人ひとりが、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得て主体的な関わりを持つことができるよう、厚生労働省では児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、様々な広報・啓発活動をしています。全国の児童相談所が令和3年度に相談対応した児童虐待の件数は、20万7659件(速報値)であり、過去最高を更新しています。すべての子どもたちに保障されるべき健やかな成長や発達・自立に影響を及ぼす児童虐待の防止は、社会全体で取り組むべき重要な課題です。

相談対応の件数としては心理的虐待が最も多く(60.1%)、次いで身体的虐待(23.7%)、ネグレクト(15.1%)、性的虐待(1.1%)の順となっています。

### 【児童虐待の種類と内容】

種類	内容(例)
身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、火傷を負わせる、溺れさせる、長時間正座させる、戸外にしめだす、閉じ込める 等
性的虐待	子どもへの性的虐待、性的行為を見せる、性器を見せるまたは触らせる、ポルノグラフィの被写体にする 等
ネグレクト(育児怠慢・放棄)	食事を与えない、ひどく不潔にする、遺棄・置き去り、車内放置、正当な理由なく学校等に行かせない、重い病気になっても病院に連れて行かない、第三者による虐待行為を放置する等
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間の差別的な扱い、家族への暴力や暴言(DV)を見たり聞いたりさせる、きょうだいに虐待を行う 等

親から暴力や暴言を受ける、DVを目撃するといった体験をすることで子どもの脳が縮小・変形し、心身の成長に様々な問題を抱えやすくなることが報告されています。

親としてはしつけや愛の鞭のつもりでも、いつの間にか虐待へとエスカレートしてしまうこともあります。

子育てを担うことは大変なことです。体罰はよくないとわかっていても、いろいろな状況や理由により、それが難しいと感じられることもあります。まずは自分のそういう気持ちに気づき、その原因を探ってみると少し気持ちが落ち着くかもしれません。保護者自身が自分なりのストレス解消法や、SOSを出せる人・場所を持つておくのも体罰等によらない子育てのための工夫の一つです。(出典・参考 厚生労働省ホームページ)

### 【身近な相談窓口】

- ・児童相談所虐待対応ダイヤル ☎ 189(いちはやく)(24時間受付、通話料無料)
- ・児童相談所 相談専用ダイヤル ☎ 0120-189-783(出産、子育てに関する相談 通話料無料)
- ・町保健センター ☎ 296-2530(平日午前8時30分～午後5時15分)
- ・子育て世代包括支援センター「びっぴ」☎ 298-1136(平日午前8時30分～午後5時15分)
- ・ひばり子育て支援センター ☎ 296-5694(平日午前9時～午後5時) ※オンライン相談あり
- ・さわやか相談室(鳩山中学校内) ☎ 296-2230(授業がある日の午前11時～午後4時)
- 問合せ 町保健センター ☎ 296-2530



## 鳩山町デマンドタクシー「はとタク」は 様々なキャッシュレス決済ができます

鳩山町デマンドタクシー「はとタク」の運賃をキャッシュレス決済でお支払いいただくとポイントが付き、長い目で見るとお得になります。また、お買物等でためたポイントで乗車することもできます。

■問合せ 役場政策財政課 ☎ 296-1212

## 「はとタク」は土・日曜の運行を行っています

令和4年度から、「はとタク」は、土・日曜日の運行を開始しました(埼玉医大行を除く)。平日に比べ、土・日曜日は予約が取りやすい状況ですので、お買い物などに利用してみたいかかでしょうか。町内だけでなく、入西や北坂戸へ行くこともできます。予約の受付期間は、乗車希望の2週間前から、当日乗車希望時刻の30分前となっています。

当日予約の際は、平日は予約センター(☎ 296-7575)、土・日曜日は越生タクシー(☎ 292-8181)にお申し込みください。



## まだ間に合う！今年度最後のご案内 がん検診を積極的に受けましょう

国民の2人に1人は「がん」になり、3人に1人が「がん」で亡くなっています。(※出典：厚生労働省ホームページ「がん検診」)

がんを治すには、早期発見と適切な治療が何より重要です。自覚症状が出現してから検査を行った場合、症状がかなり進行している場合があります。だからこそ、

### 【個別検診】

種類	料金	期間	会場
大腸がん	300円	令和5年3月31日(金)まで	各医療機関 (実施医療機関の中から選択)
前立腺がん	500円		
乳がん	700円～1,700円	12月25日(日)まで	
子宮がん	1,700円～2,500円		

### 200円で1ポイント付与



◀セブンイレブンで、チャージや、ポイントの電子マネーへの交換が可能



◀イオンやミニストップで、チャージや、ポイントの電子マネーへの交換が可能



### 100円で1ポイント付与



### クレジットカードが定めるポイント率で付与



※ポイントの付与についての詳細は、各業者にお問い合わせください。

無症状の時からがん検診を受けることが大切です。

鳩山町では各種がん検診を下記のとおり実施していますので、積極的に検診を受けましょう。申込み期限が近づいていますので、ご希望の方は、お早めに町保健センターまでご連絡ください。

■申込・問合せ 町保健センター ☎ 296-2530

### 【集団検診】

種類	料金	期日	会場
大腸がん	300円	11月24日(木)～26日(土)	町地域包括ケアセンター(松ヶ丘4-1-4)
結核・肺がん(喀痰細胞診)	300円(700円)		
前立腺がん	500円		

※特に集団検診につきましては、お早めにお申し込みください。※胃がん検診は集団検診・個別検診ともに令和4年度の申込受付を終了しています。



## 鳩山町図書館協議会委員を公募します

鳩山町図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕について、館長に対して意見を述べる機関です。

この度、町民の意見を反映した図書館運営を実施するため、図書館協議会の委員を以下のとおり公募します。

■応募資格 次のすべてに該当する方

- ①本町に引き続き1年以上住所を有する方
- ②令和4年12月1日現在において満18歳以上の方
- ③応募日現在において、本町の審議会等で2件以上の公募委員となっていない方

④原則として審議会等の公募委員就任回数が過去5回以上でない方

■募集人数 2人

■報酬等 年額 16,000円

■任期 令和4年12月1日～令和6年11月30日

■応募方法 役場教育委員会事務局（3階）・町立図書館に備えてある応募用紙に必要事項を明記し、11月18日（金）（必着）までに、前記のいずれかに提出してください（各施設の閉庁・閉館日を除く）。

※郵送の場合は町立図書館宛て

■委員の決定 応募者が定員に満たない場合は、応募資格を確認の上、原則として応募者を委員に決定します。また、募集人数を超えた場合は、公開抽選により委員を決定します。結果については、応募者全員にお知らせします。

■公開抽選 11月25日（金）午前10時から、町立図書館会議室で行います。

■問合せ 〒350-0313 鳩山町松ヶ丘3-19-1  
鳩山町立図書館 ☎296-5660 FAX296-5661



## 町公式ホームページをリニューアルしました

令和4年10月1日より、鳩山町ホームページをリニューアルしました。今回のリニューアルにあたり、町の魅力をより発信できるように、また、知りたい情報をより探しやすいように、町民の皆さんからご意見を公募し、デザインや構成を見直しました。

新ホームページでは、検索機能を充実させ、「よく検索されるキーワード」や「チャットボット」などを配置することで、情報をより探しやすいように構成しています。

また、移住・定住サイト「鳩山で暮らす」や子育て

応援サイト「子育てはとネット」などの特設サイトのデザインもリニューアルすることで、より使いやすく親しみやすいホームページとなるようにしました。

リニューアルにあたり、トップページを始めアドレスに変更はありませんが、各事業者が提供する検索サービスでは、当面の間、リニューアル前のページが検索結果として表示される場合がございます。ご理解、ご協力をお願いします。

■問合せ 役場政策財政課  
☎296-1212



▲特定のページをお探しの際は、トップページにある検索機能もご活用ください。

## 新しくなった町ホームページに 有料のバナー広告を掲載してみませんか

鳩山町では、ホームページ（トップページ）へのバナー広告の掲載を募集しています。リニューアルした鳩山町ホームページに、ぜひ、バナー広告を掲載してみませんか。

詳しくは、右記の二次元コードから町ホームページをご覧ください。下記までお問合せください。

■問合せ 役場政策財政課 ☎296-1212



## 鳩山町福祉健康・多世代交流複合施設 運営協議会委員を公募します

町では、鳩山町福祉健康・多世代交流複合施設（はーとんスクエア）の適切かつ円滑な運営を図るため、運営協議会を設置しています。この度、町民の皆さんの幅広い意見を反映させるため、委員を公募します。

■応募資格 次のすべてに該当する方

- ①本町に引き続き1年以上住所を有する方
- ②令和4年12月1日現在において、満18歳以上の方
- ③応募日現在において、本町の審議会等の2件以上の公募委員となっていない方
- ④原則として、過去の審議会等の公募委員就任回数が5回以上でない方
- ⑤福祉や多世代交流などに興味のある方

■募集人数 3名

■報酬等 会議出席1回につき2,000円（年2回程度会議を開催予定。令和4年度中1回予定）

■任期 令和5年1月1日～令和6年12月31日

■応募方法 役場長寿福祉課・町地域包括支援セン

ターに備えてある応募用紙に必要事項を明記し、11月15日（火）から12月5日（月）（必着）の期間に、前記のいずれかに持参（土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）・FAX・郵送いずれかの方法で提出してください。

※FAX・郵送の場合は町地域包括支援センターまで  
■委員の決定 応募者が定員に満たない場合は、応募資格を確認の上、原則として応募者を委員に決定します。また、募集人数を超えた場合は、公開抽選により委員を決定します。結果については、応募者全員にお知らせします。

■公開抽選 12月6日（火）午前10時から、町地域包括ケアセンター研修室で行います。

■問合せ 〒350-0313 鳩山町松ヶ丘4-1-4  
町地域包括支援センター

☎296-7700

FAX298-0077

## 地域福祉計画・障がい者福祉計画・高齢者福祉総合計画 策定のためアンケート調査にご協力をお願いします

町では、地域で支え合う福祉のまちづくりを推進していくための「鳩山町地域福祉推進プラン」、障がい者施策を総合的に推進していくための「鳩山町障がい者福祉計画」及び、高齢者福祉や介護保険事業を計画的に推進していくための「鳩山町高齢者福祉総合計画」の次期計画を策定します。

今回、これらの計画を策定するための基礎資料として、アンケート調査を11月～12月の間で行います。よりよい計画が策定できるよう、皆さまのご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

### 対象者（高齢者福祉総合計画）

- ◆65歳以上の方（要介護認定者を除く）で無作為抽出をした方
  - ◆要介護・要支援等認定者（介護保険施設入所者を除く）の全ての方
  - ◆介護保険施設に入所した方
- ※調査対象者の基準日は令和4年12月1日現在
- 問合せ 役場長寿福祉課 介護保険担当  
☎296-1210、FAX296-3390

### 対象者（地域福祉推進プラン）

- ◆18歳以上の各年代別（20歳から70歳以上）に無作為抽出をした方
- ※調査対象者の基準日は令和4年11月1日現在
- 問合せ 役場長寿福祉課  
地域福祉・障害者福祉担当  
☎296-1241  
FAX296-3390

### 対象者（障がい者福祉計画）

- ◆各種（身体障害者・知的障害者・精神障害者）手帳を所持している全ての方
  - ◆障がい児福祉施設利用者の保護者の方
- ※調査対象者の基準日は令和4年11月1日現在
- 問合せ 役場長寿福祉課  
地域福祉・障害者福祉担当  
☎296-1241、FAX296-3390